

不動産関係者は必見です！

令和2年
第1回

4月1日民法改正

瑕疵担保 責任

この違いが、意外と大きい

契約不適合 責任

トラブルになる前に
一緒に勉強しましょう

空き家ゼロにセミナー「民法改正でここが変わる！空き家取引の実務」

4
月
27
日
月

午後3時～午後4時半
(開場 午後2時45分)

藤枝市民会館会議室
(藤枝市岡出山1-11-1)

新型コロナウイルスの
影響に関するお知らせ

当日新型コロナウイルスの影響により会場での開催ができない場合は、
Facebookにてライブ配信を行なう予定です。
「藤枝市 空き家ゼロにサポーター」Facebookページの情報をご確認ください。



内容 | ①民法改正のポイント・影響(空き家取引に関わるところを中心に) ②改正後の実務対応
講師 | 司法書士 杉本直人氏(空き家ゼロにサポーター) 対象 | 不動産業に携わる方(一般の方も歓迎です!)
定員 | 50名 主催 | 藤枝市 運営協力 | 空き家ゼロにサポーター
お問合せ | 藤枝市都市建設部空き家対策室(担当:大上) TEL.054-643-3481 FAX.054-643-3280

参加費無料

申込方法は裏面へ▶

令和2年
第1回

空き家ゼロにセミナー「民法改正でここが変わる！ 空き家取引の実務」

4月27日(月) | 午後3:00～午後4:30(開場 午後2:45) | 藤枝市民会館 会議室(藤枝市岡出山1-11-1)

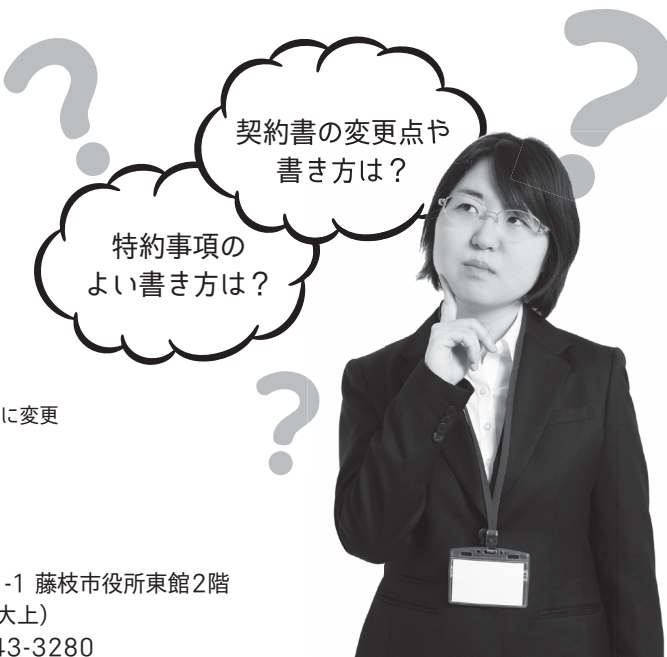
2020年4月1日施行の改正民法により、契約に関するルールが変わります。空き家などの不動産取引へも影響が出ますので、取引に関わる事業者の方は改正内容を踏まえた実務対応が必要となります。不動産取引に関わる司法書士の視点から、今回の改正のポイントと実務上の対応方法を解説します。



講師 | 司法書士 杉本直人氏
(空き家ゼロにサポーター)

平成21年 司法書士試験合格
平成22年 司法書士登録
平成24年 よつば司法書士事務所開業
平成25年 司法書士・行政書士よつば合同事務所に変更

静岡県青年司法書士協議会会長
静岡県司法書士会法研究委員会委員
藤枝市空き家管理・活用相談員



**本セミナーに関する
お問合せ先**

〒426-8722 静岡県藤枝市岡出山1-11-1 藤枝市役所東館2階
藤枝市都市建設部空き家対策室(担当: 大上)
TEL:054-643-3481 FAX:054-643-3280

参加申込書

※お申込みは、こちらにご記入後、下記宛にFAXまたはE-mailでお送りください。

申込締切

令和2年
4月20日(月)

| | |
|--------|-----|
| 所属団体 | |
| 会社名 | |
| 会社住所 | |
| TEL | () |
| E-mail | |
| 参加者氏名① | |
| 参加者氏名② | |
| 参加者氏名③ | |
| 参加者氏名④ | |

藤枝市都市政策課空き家対策室 宛

FAX:054-643-3280 E-mail:kenchiku@city.fujieda.shizuoka.jp